

民法の流れ図

中山 秀 登

はじめに

- A 編と編との関係
 - B 章と章との関係
 - C 節と節との関係
 - D 款と款との関係
 - E 条文と条文との関係
 - F 条文（本号，第2編 物権，第1章 総則，第178条から179条まで）
- むすび

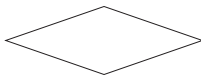
凡例



は、「はじめ」と「おわり」を示す。



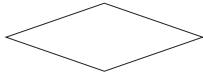
は、「計算式など処理の内容をかく。」



は、「判断の条件をかきこみ、それによって分岐する。」

以上は、寺田文行ほか編・高校数学解法事典、1205頁以下「コンピュータ」から引用した。

本稿では、



のばあいには、YはYesすなわち、「はい」を表し、

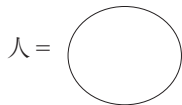
NはNoすなわち、「いいえ」を表す。

数字だけ書いてあるばあいは、条文を表し、項は① ②などと表す。

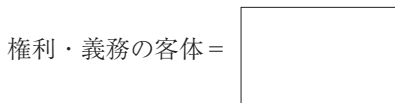
注は、(1)(2)・・・などとして表す。

個々の表題のなかで、A, B, C, D, E, Fと書いてあるときは、前掲の目次の意味を表す。

注のなかで、図をもちいて説明する。以下のように、図の意味を決めておく。権利・義務の主体は、人であり、人の頭、ヘルメットは、丸いので、丸で表す。すなわち権利・義務の主体＝



権利・義務の主体である、人を丸で表すのにたいし、権利・義務の客体は、何かあることであり、四角形で表す。すなわち、



人が、何かある権利を持っている、あるいは義務を負っているというばあい、人と権利・義務の客体は、線で結ばれている、と考える。そこで、つぎのように表す。

————— は、権利があることを表す。たとえば、債権。

————— は、所有権があることを表す。所有権は、たとえて言えば、太い綱である。

——— 制限物権の設定は，所有権の太い綱から，一本の糸を取り出すことを表す。左図で，点線は，制限物権が取り出されている状態を表す。

+++++ は，占有権があることを表す。

..... は，義務があることを表す。たとえば，債務。

——→ は，「売る」，「買う」などの意思表示などを表す。

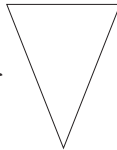


は，不動産の物権の変動の対抗要件を表す。



は，動産の物権の譲渡の対抗要件を表す。

参考までに，対抗要件を



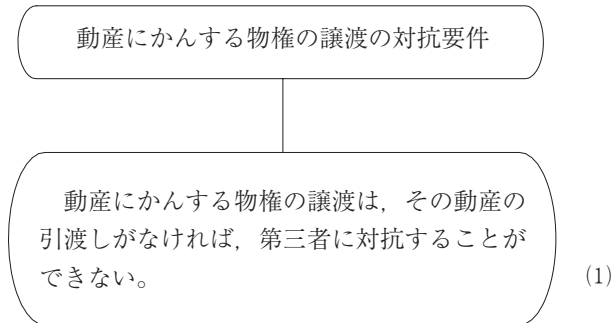
で表したのは，つぎのイメージによる。

中世ヨーロッパの騎士が，片手にもっていた盾のイメージである。相手からの，攻撃を防ぐ盾の形は，おおよそ逆三角形であった。そこで，逆三角形の形で，対抗要件を表す。もう一つ，他の例を挙げる。パソコンのゲームにあるピンボールのなかで，上から落ちてくる球を跳ね返す，クリッパーという逆三角形の道具がある。相手方の意思表示が球の動き，とすれば，球を跳ね返すのが，クリッパー，である。

第2編 物権

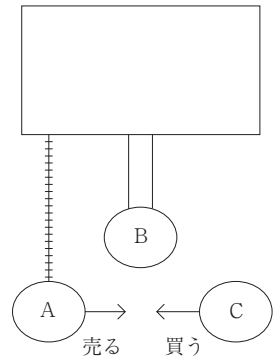
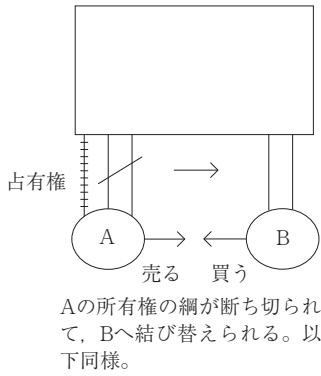
第1章 総則

第178条 F

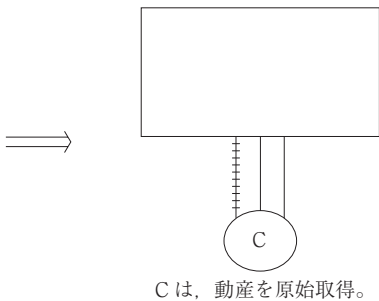
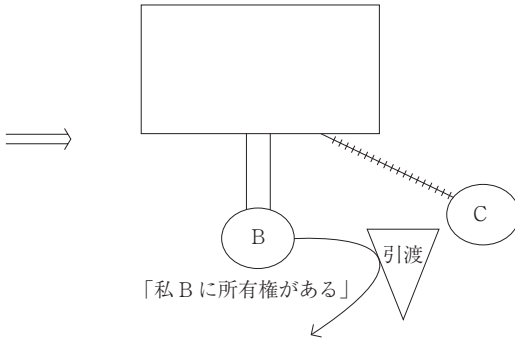


- (1) Aが所有権をもち、なおかつ占有権をもつ動産を、Aが売るばあい。第一の売買の買主をBとし、第二の売買の買主をCとする。時間順にいうと、Bは、売買によって、動産の所有権をAから承継取得する。しかし、Bは、動産の引渡を受けていない。その後、Cは、Aから、同じ動産を買って、引渡を受けた。すると、Cは、動産の引渡を対抗要件として、すなわち引渡を盾にして、第三者、このばあい、Bによる動産の所有権の主張を、跳ね返すことができる。結果として、Cが、動産の所有権を原始取得する。以下の図は、篠塚昭次・民法口話2物権法、49頁以下を参照して、作った。学説の争いについては、幾代通・体系民法事典〔第三版増補〕143頁以下参照。

民法の流れ図



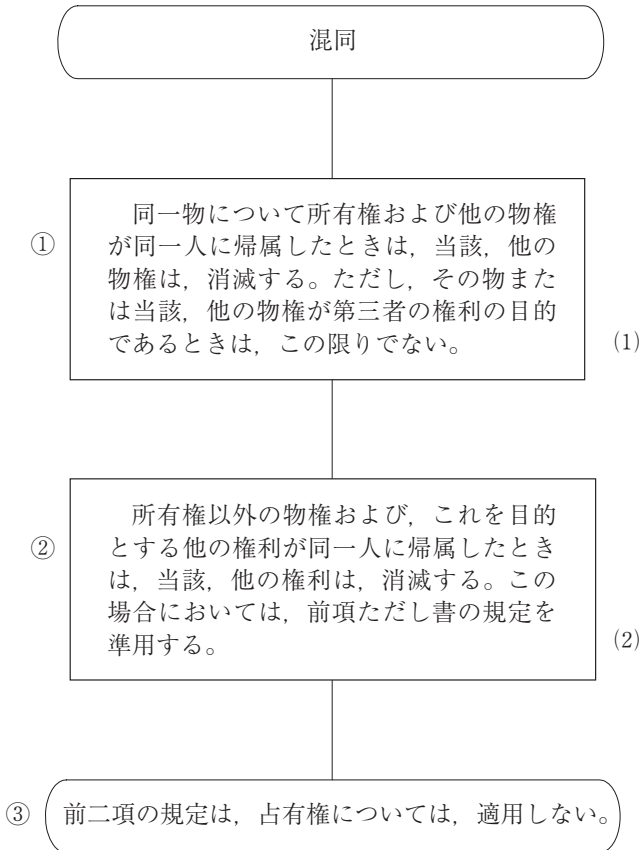
Aが、Aに占有権があり、Bに所有権がある動産を、Cへ売った。同時に、CはAから動産の引渡を受けた。



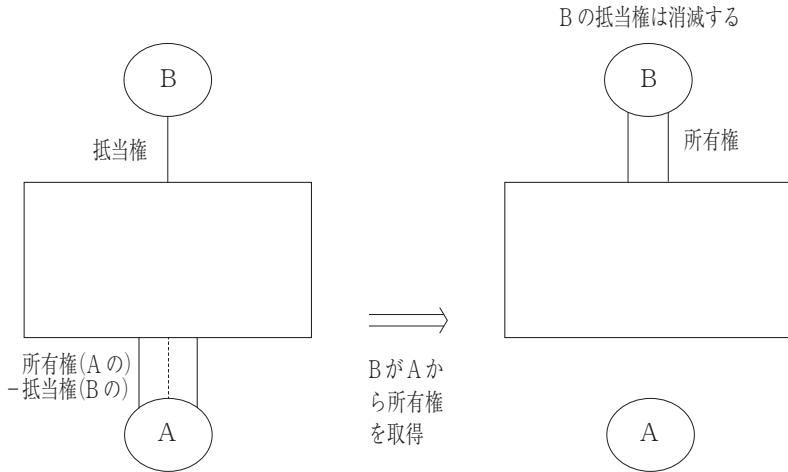
第2編 物権

第1章 総則

第179条 F



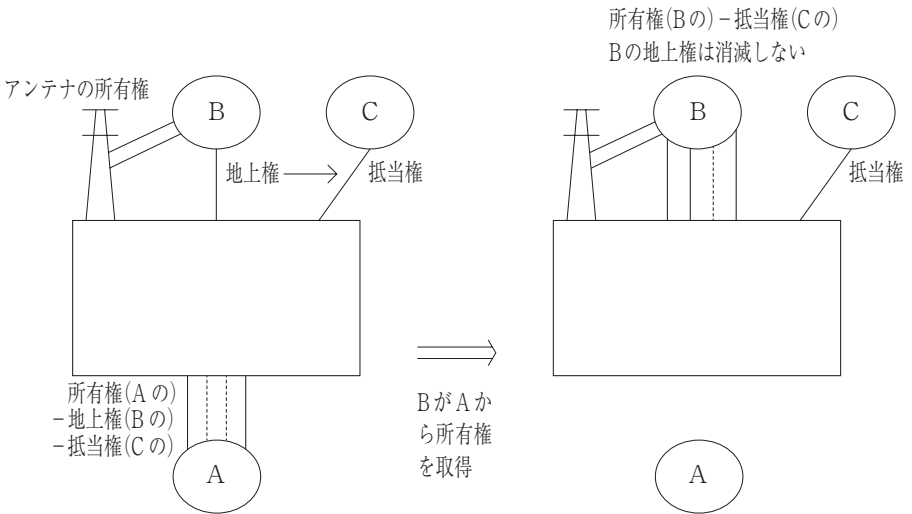
- (1) 本条の例については、幾代通・体系民法事典〔第三版増補〕160頁を参照した。1項本文の例。同一物のうえの所有権と制限物権が、同一人に帰属したばあい。同一の土地に、Aが所有権をもち、Bが抵当権をもっていた。その後、BがAから所有権を取得した。



Aの所有権の太い綱から、Bの抵当権という一本の糸が、抜き出されている状態を、点線で表している。以下同様。

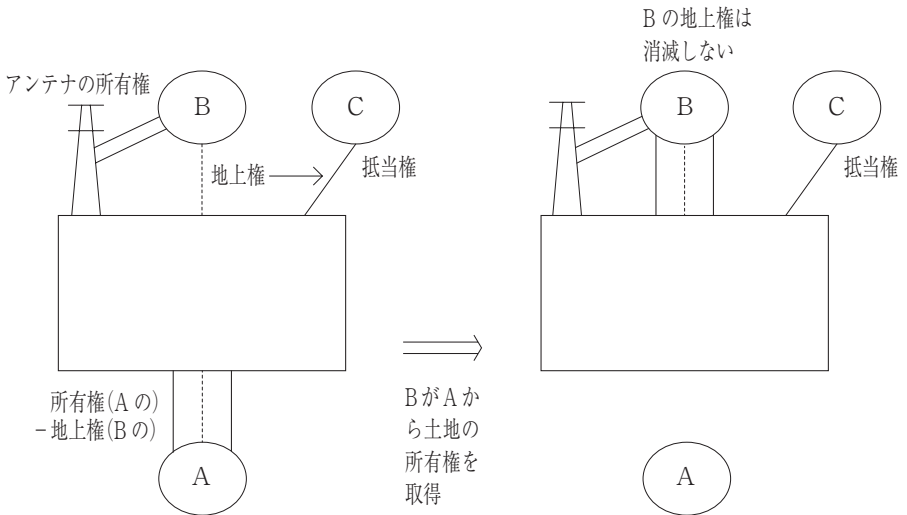
1 項ただし書の例。物が、第三者の権利の目的であるばあい。

Aの所有の土地につき、Bが自己所有のアンテナを立てる権利すなわち地上権を取得し、CがAの所有の土地につき、抵当権を取得しているばあい。BがAから土地の所有権を取得した、としても、Bが、すでに持っていた地上権は消滅しない。後にCが抵当権を実行しても、Bは、競落人になりたいし、地上権だけは保留しうる。



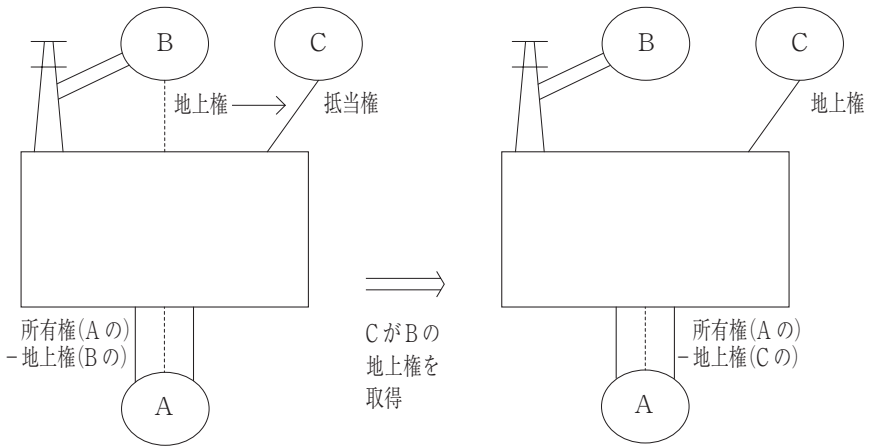
1項ただし書の例。混同した制限物権が、第三者の権利の目的であるばあ

い。
 Aの所有の土地について、Bが地上権をもち、この地上権にたいして、Cが抵当権をもつばあ



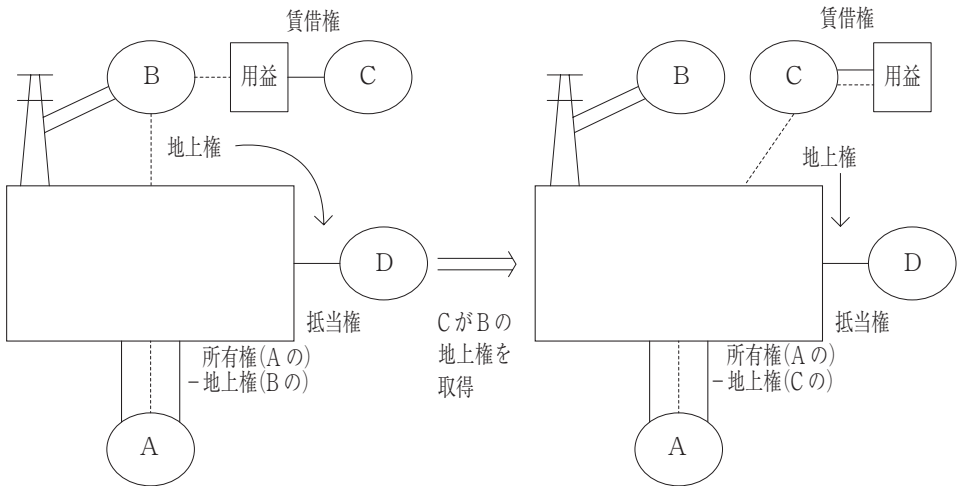
(2) 2項前段の例。所有権以外の物権と、これを目的とする他の権利が、同一人に帰属したばあい。

Bのもつ地上権のうえの抵当権者Cが、Bの地上権を取得したばあい、Cの抵当権は消滅する。



2項後段の例。所有権以外の物権（地上権）が，第三者Cの権利の目的であるばあい。

Bの地上権のうえに，Cが対抗力のある賃借権をもち，その後，DがBの地上権のうえに，抵当権の設定を受けたとき。CがBから，Bの地上権を取得した、としても，Cの賃借権は消滅しない。Dの抵当権は，賃借権という負担を負った地上権にたいする抵当権である。



2項後段の例。混同した権利が，第三者の権利の目的であるばあい。

Bの地上権のうえに，Cが抵当権をもち，この抵当権のうえに，Dが転抵当権をもつとき。CがBから，Bの地上権を取得した，としても，Cの抵当権は消滅しない。Dの転抵当権は存続する。

